

巻頭言

# 労働者協同組合法制定への想いと 今後への期待

比嘉 政浩 (日本協同組合連携機構 (JCA) 代表理事専務)

## 労協法成立おめでとうございます

労働者協同組合法の成立、誠におめでとうございます。今日まで尽力してこられた日本労協連やワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの関係者の方々と一緒に、国会で成立の瞬間に立ち会えたことは、本当に光栄でした。これまでの経過を考えると、皆さん方の情熱、粘り強さに敬意を表します。

## 労協連の皆さんに勢いを感じた

東京の池袋にある日本労協連の事務所に初めてお邪魔したのは2011年だったと思います。現事務所に移転される前でした。初めてなのに懐かしさを、また、若さや勢いを感じました。

私はかつて全国農業協同組合中央会 (JA全中) の職員でした。私がJA全中に入会した当時 (1983年) は、職場にピラがたくさん置かれており、桃太郎旗が立てかけられていました。議論は怒鳴りあいのようなものでしたし、大事なことは夜に決められていました。酒席の歌に「弱い農民を守るため～」というフレーズがありました。都市農村の格差は大きい。望んで出稼ぎに出る人はいない。ミッションは明解でした。

## 多くの方の困りごとにまっすぐに手を伸ばそうとされているから

実は長い歴史をお持ちなのに、ワーカーズの皆さんに若さや勢いを感じるのは、今まさに多くの方が抱えている困りごと、それを解決すべく、まっすぐに手を伸ばしておられるからだと感じてきました。私たちはこの姿勢に学ばなければなりません。おそらく今では一定の広がりを持つ組織の多くは、この若い時期を経験しているのだと思います。これを思い返し、状況に合わせて埋め込み返していかなければ、組織を作った意義は減じていくと自覚しています。

## 協同組合が注目される契機になった

労働者協同組合法制定の運動にあたり、ワーカーズの方々は、多くの国会議員を現地に案内され、マスコミの取材にも丁寧に対応されてこられました。もちろん、前提となるのは、それぞれの現地での貴重な実践です。それを多くの議員等が見聞きされた結果、与野党を問わず多くの国会議員の理解が進みました。「話を聞いてもピンとこなかったが、現地に行っただけで理解できた」と多くの議員がおっしゃいました。同法の制定に向け、近年あまり活発とは言えなかった超党派

の協同組合振興研究議員連盟も何度も開催されるようになりました。各紙にも好意的な記事が数多く掲載されました。得難いことです。感謝しています。

### 協同組合間の連携で新たな価値を生み出せる

私は2012年の国際協同組合年(IYC)の  
おり、日本のIYC全国実行委員会の事務局  
局長を務めました。この際、異種の協同  
組合が連携すればもっと社会に貢献でき  
る、新たな価値を生み出せると確信しま  
した。どの協同組合にも得手不得手があ  
るので連携の実があるし、理念・原則を  
同じくしているので悩みは同質、しかし  
解決具体策が異なっているので学びあい  
も有効です。その延長に2018年、日本協  
同組合連携機構(JCA)が発足し、今そこ  
で勤務できていることを本当にうれしく  
思っています。

但し、各協同組合の具体的なミッシ  
ョンは異なっていますので、一致できない  
点は必ずあります。大事なことは、一致  
できない点があるから全否定、ではなく、  
一致できる点で協同する、という姿勢だ  
と思います。労協やワーカーズ・コレク

ティブの皆さん方が協同組合間連携に積  
極的でいてくださることに感謝していま  
す。個々には様々な問題も生じると思  
いますが、今後ともどうぞよろしく願  
いいたします。

### よし、さらに前進、という思いで

コロナ禍で困りごとは増えています。  
一方で活動は制約を受けます。ともす  
れば手や足がとまってしまいそうです。  
しかし、素晴らしい実践は継続してい  
ます。JCAには、医療、福祉、食料品供給、子  
どもや学生支援など様々な分野で協同組  
合関係者が力を尽くしている具体的な情  
報が集まります。元気が出ます。頑張  
ろうと思えます。だからこそ、実践と発信  
を進めたいと思います。

労働者協同組合法施行までには課題も  
ありますが、新法により解決できること、  
好転することは多々あると理解してい  
ます。よし、これを活かしてさらに前進だ、  
と多くの方がお考えであると思います。

JCAとしても他の協同組合との連携強  
化支援などで努力します。協同を広げ、  
社会を変えましょう。引き続きのご奮闘  
を期待します。

## 労働者協同組合法の成立にあたって

令和2（2020）年12月4日  
一般社団法人 日本協同組合連携機構（JCA）

本日、第203回臨時国会において、労働者協同組合法（以下、労協法）案について、社会的意義、組合運営や労働者保護等に係る留意事項が審議され、全会一致で可決・成立しました。国会や厚生労働省、労協をはじめ関係の皆様のご長年にわたるご尽力に深く敬意を表するとともに、農協、生協、漁協、森林組合など協同組合の横断組織であるJCAとしても心から歓迎します。

今後は、労働者協同組合とともに、コロナ禍で脆弱化が一段と進む地域の再生のため、協同組合としての取り組みをさらに広げてまいります。

わが国では、分野ごとに農協法や生協法などは存在するものの、労働者協同組合に関わる法律はなく、その法制化は長年の課題となっていました。

労協法の可決・成立は、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、及び自らが事業に従事することを基本原理とする」（法第1条）労働者協同組合に関わる法律を整備するものです。これにより、高齢化や人口減少、脆弱化が進み、さまざまな課題を抱える地域において、課題に応じた事業の取り組みが促進されるとともに、多様な就労の機会が創出されることによって、持続可能な活力ある地域社会の実現につながるものと考えます。

労働者協同組合を想定した活動は、法律が存在しないため他の法人格を活用しながらも、多様な事業を実施しています。協同組合だけでなく自治体や地域の諸団体・個人と連携のもと、介護・福祉や子育て支援をはじめ、生活困窮者や障がい者、若者の就労や生活の支援、農林業の支援など、地域のさまざまな分野に広がっています。

地域のさまざまな課題に取り組むには、それらに適した法人形態を選択できることが重要です。労協法の成立は、その選択肢を増やし、多様化することにつながります。今後の労協法の指針作り等においても、組合自治に基づく役割発揮を保障するものとなるよう期待します。

コロナ禍で、多くの人々が仕事を失い、また生活や健康の不安を抱えています。地域に根ざし食や生活、産業を支える協同組合として、労働者協同組合とも手を携え、地域の再生、元気づくりさらに努力してまいります。

以上

（参考）日本協同組合連携機構（JCA）：わが国協同組合の横断組織として、持続可能な地域づくりに向けた協同組合連携の推進、調査研究を進めるため、2018（平成30）年4月発足。代表理事会長は中家徹・JA全中会長、同副会長は本田英一・日本生協連会長。

## 労働者協同組合法制定!!②

### —労働者協同組合法を活用する社会へ—

本号は、1月号と同じテーマですが、特に「労働者協同組合(以下:労協)法を活用する」視点を深める内容となっています。各報告から労協法を制度として活用する以上に、法の持つ意義・魂をどのように社会に広げ・深めるのかを考える内容となっています。

センター事業団の田中羊子理事長報告は、センター事業団が法制定時代にどのような新たな役割を担うのかが描かれたと考えています。労協運動を牽引してきたセンター事業団の未来展望を考えあう資料として、多くの方と共有したい内容となっています。本内容は、1月号の永戸祐三名誉理事報告でかかれた内容をセンター事業団の実践に引き付けて具体的に書かれていることを感じることから、1月号と連続して読んでいただければと考えています。

日本労協連の田嶋康利専務理事報告は労協法を具体的にどのように生かしていくのかを描かれている点で、本号の基調となるものであると考えています。協同労働を中心軸にしながら、各地域での協同労働推進ネットワークの広がり、みんなのおうち構想、就労政策への位置づけ等を提案しています。協同労働の考え方と実践を社会に広めていくときのヒントが本報告には詰めこまれていると考えています。

池上報告では、労協法を「出資・労働・経営を、『働くもの』の実力で実現できる画期的な法律」と評しています。そして労協法制定後、「労働者自身が公共経営をすることにつながる視点」「労働者は仕事をおこし、地域を創り、人を支え、文化を高める力量を持つものになると展望されました。池上報告は、労協法・協同労働を通じて、新しい労働者像のあり方を提示すると同時に、協同労働を実践する当事者として、多くの元気と勇気が湧き出る内容となっています。個人的には二宮尊徳のように「開拓者精神を忘れず、常に新たな学びあいと育ちあいの場を切り拓いていく」ことが今後の協同総研の運営でも大切なことだと感じました。

島村報告では、1月号からの継続テーマ「21世紀、人たるに値する働き方を求めて—労働者協同組合法の基本設計」を掲載しています。本号では、「従事割合・組合員割合」(法8条)「組合による組合員の意見反映」(法3条1項二)「組合員監査会」(法54条~57条)「企業組合法人又はNPO法人からの労協への組織変更」(附則)に触れています。これらの論点は、施行に向けての重要事項であるとともに、1月号と同様に各論点を「どう考えるのか」